

# 家屋補充課税台帳の登録者（納税義務者）変更届

令和 年 月 日

伊佐市長 橋本 欣也 殿

届出人 住 所

ふりがな

氏 名

㊞

家屋補充課税台帳の登録者（納税義務者）について、次のとおり所有者を変更しましたので届け出ます。  
なお、本物件に係る紛争等については、当事者間で責任を持って解決し、貴市に迷惑はかけません。

## 1 物件の表示（所有者の変更に係る固定資産）

大 字	地 番	用 途	床面積〔㎡〕	〔一棟コード〕

## 2 変更する内容（※ 家屋補充課税台帳登録者の変更であり、所有権を確定するものではありません）

- 未登記家屋の所有者変更  
 その他  
( )
- 変更の理由  
 売買・贈与  
 相続  
 遺贈  
 その他  
( )
- <添付書類>  
{ 印鑑登録証明書[各者] 又は 売買契約書(写)等 }  
{ 印鑑登録証明書[各者]、遺産分割協議書(写) 又は 同意書等 }  
{ 印鑑登録証明書、遺言書(写)等 }

所有者

【変更前】 ※ 実印による署名捺印をお願いします。ただし、所有者の死亡等による変更の場合は、押印不要です。

氏 名	実印	住民コード
住 所	法人番号	

【変更後】 ※ 実印による署名捺印をお願いします。

ふりがな	実印	生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏 名		電話番号	—	—		
住 所	法人番号					

※ 税務課による確認事項

課長	係長	係	入力	受付	
					<input type="checkbox"/> 届出人の本人証確認 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 健康保険証 ・ 他
					<input type="checkbox"/> 新登録者による納付 令和 年度 期分以降
					<input type="checkbox"/> 納付書 令和 年度 期分手渡し
					<input type="checkbox"/> 固定資産税振替口座 登録する ・ 登録しない



## 未登記家屋の所有者（納税義務者）に変更があった場合

○「家屋補充課税台帳の登録者（納税義務者）変更届」の提出が必要です。

地方税法に基づき、市町村は、固定資産の状況等を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えることになっています。

通常、土地や家屋は法務局の登記簿に登記されていますが、古い家屋などは未登記のまま現状に至るケースがあり、家屋補充課税台帳への登録を行うことで対応しています。

ただし、家屋補充課税台帳に所有者（納税義務者）として登録がされても、事実上の所有権の移転が確定するわけではございませんので、ご注意ください。

固定資産税はその年の1月1日現在の所有者に課されます。そのため、相続、売買、贈与、遺贈等により所有者の変更があった場合は、その年の翌年度から新所有者の名義で課税されることとなります。(例)令和4年2月に変更⇒令和4年度分：旧所有者、令和5年度以降：新所有者

そのため、所有者を変更した場合、その年度の残りの固定資産税は旧所有者名義分として残りますので、特に売買等による変更の際はご留意の上、あらかじめ当事者間で負担方法を決めておくなどしてください。

〔必要な添付書類〕 ※ 必要に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。

○ 売買の場合

当事者双方の印鑑登録証明書 または 売買契約書の写し

○ 贈与の場合

当事者双方の印鑑登録証明書 または 贈与証書の写し

○ 相続の場合

当事者の印鑑登録証明書

遺産分割協議書の写し または

<u>相続人の代表者による同意書</u>
<u>印鑑登録証明書（相続人の代表者）</u>
<u>戸籍・除籍謄本</u> または <u>相続関係説明図</u>

○ 遺贈の場合

当事者の印鑑登録証明書

遺言書（公正証書等）の写し または

<u>相続人の代表者による同意書</u>
<u>印鑑登録証明書（相続人の代表者）</u>
<u>戸籍・除籍謄本</u> または <u>相続関係説明図</u>